

WORKING PAPER NO. A-1

出入国管理統計による
「不法」残留外国人数の
推計

法政大学経済学部 森 博美

1988年4月

このワーキング・ペーパーは、法政大学日本統計研究所のプロジェクト
「労働統計－国際比較－研究」の一環として発表するものである。

出入国管理統計による「不法」残留外国人 人数の推計

森博美

まえがき

I 「不法」残留者の範囲と推計方法

II 外国人残留者数の動向

III 残留外国人の特性

(1)性・年齢別特性

(2)資格別特性

IV 「不法」残留者数の推計

あとがき

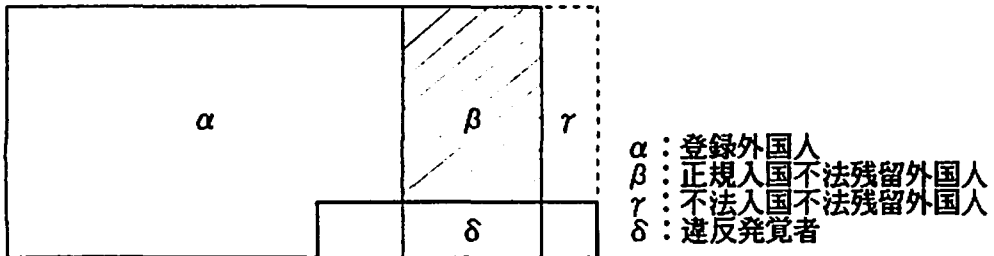
まえがき

昭和63年3月の法務省発表によれば、「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」と略称）違反の容疑で62年中に摘発された外国人は14,129人にのぼった。この数字は一昨年と比べ人数で3,556人、率で対前年比34%の増加であった。またその内訳は、不法残留12,792人、不法入国542人、資格外活動372人、等となっており、特に男性外国人の増加（対前年比69.5%増）が目立っているとのことである。

なお、ここでの不法残留者数12,792人はあくまでも摘発数であり、わが国に不法に残留する外国人の一部にすぎないと考えられる。そこで本稿では、出入国管理統計ならびに外国人登録統計という二つの業務統計を用いて、最近の外国人不法残留の動向ならびに残留数の推計を試みることにしたい。

I 「不法」残留者の範囲と推計方法

本稿では、推計の対象とする「不法」残留者（ILN）を、極めて形式的に「今回の推計の対象とした期間中に「入管法」による正規の手続きを経て入国し、「外国人登録法」によって義務づけられた登録手続きをせずそのまま残留する者（下図の β ）」と規定する。このため、密入国等の不法入国による残留者（下図の γ ）、対象期間以前からの残留者、さらには「入管法」の適用を受けない日米地位協定に基づく残留者等は、今回の残留数評価の対象とはならない。また、登録外国人の中でも、「登録法」により義務づけられた5年毎の確認行為を行わず残留する者及び資格外活動の許可を受けることなく登録時に申告した在留資格以外の目的のために残留する者は、今回推計の対象とした「不法」残留者（ILN）には含まれていない。



後に述べるように、わが国で就労を目的とした外国人の不法残留がいわゆる社会的現象として一般に知られるようになったのは比較的最近のことである。また、外国人就労がいわば構造化しているアメリカや西ヨーロッパ諸国等と異なり、わが国の場合、地理的・文化的特性の故に不法残留者全体に占める不法入国残留者（ γ ）の割合はかなり小さいものと想像される。その意味ではわが国は、「不法」残留者を把握することによって「不法残留者」全体の実態にかなりの程度アプローチできるむしろ特異なケースであるといえる。本稿で上記の諸統計を用いてその実数把握を試みたのもこのためである。

出入国管理統計は出入国管理等の業務記録に基づいて作成される動態統計である。従って、これから残留外国人数や「不法」残留外国人数といった静態量を直ちに求めることはできない。そこで以下では、一定期間をとりその間の残留数を

積み上げることによってその近似的数値を推計することにした。

ある一定期間中の残留者数は、当該期間の入国者総数と出国者総数の差として算出できる。これを「外国人残留者数」(I O)と呼ぶことにする。

このような方法による残留者数の算出は、次のような理由で一定の根拠をもつものと考えられる。

まず、個々人の入国時点と出国時点の間には、当然その者の国内における滞在期間の分だけタイムラグが存在する。その意味では、同一月における入国者と出国者とが同一の個人である保証はない。しかし、本稿末尾の付表1にも示されているように、出国者の中で滞在期間3カ月以内の者が全体の95.3%、1カ月以内の者だけをとってみても89.1%を占めており、通常の入、出国の場合、このタイムラグは一般に比較的短いことが分かる。第二に、月次レベルのデータでは顕在化するこのタイムラグによる食い違いは、年次あるいはさらにそれ以上の長期にわたるデータではそのかなりの部分が吸収される、というのがそれである。

なお、以下では、出入国管理統計から読み取れる範囲内で、残留外国人の各種特性についてもあわせて検討してみたい。

II 外国人残留者数の動向

昭和50年から62年までの外国人残留者数(I O)¹⁾は全体で274,064人であり、そのうちアジア出身者が81% 222,755人を占めている。国別で最も多いのがフィリピンの79,230人で、次いで台湾の59,338人、以下アメリカ 31,010人、韓国 25,205人、中国 24,780人、等の順となっている(付表7の最終列参照)。

本稿末尾の付図1からも明らかなように、残留者数が増加に転じたのは昭和54年である。その後58年までは全体としても年間3,000人程度の比較的緩やかな増加にとどまっていた。しかし、59年以降は急激にその増加傾向を強め、特にここ1、2年の急増ぶりには目を見張るものがある。62年末の入国者の急増が残留者数をやや過大に評価している側面があるとはいえ、全体としては、62年も前年とほぼ同様の傾向が維持されている。

付図2、3は、残留者が多い若干の国についてこの間の動きを示したものである。

これらを見ると58年からの残留者の急増は、主にフィリピン及び台湾からの入国者によって説明できる。また、62年の新たな傾向として、それまでの残留数が最も大きいフィリピン及び台湾が対前年比較でそれぞれ5,000人前後も減少しているのに対し、中国からの残留者が急増している点が注目される。また、中国ほどではないにせよ、韓国、タイ、さらにバングラディシュ、パキスタン等も、昨年、残留者の顕著な増加を記録している。

(注1) 昭和56年までの出、入国者には、「通過上陸許可」による件数が含まれている。このため、57年以降の数字との接続性を考慮して、50～56年分のデータからこの「通過」による件数分を控除して集計した。

III 残留外国人の特性

出入国管理統計では、入(出)国外国人の性・年齢別、残留資格別の集計結果が国別に公表されている。そこでまず、これらの結果を用いて、残留外国人についての大まかな特徴づけを与えておくことにする。

(1) 性・年齢別特性

付表2は、昭和50年から62年の13年間の特に残留者が多い若干の国について、性・年齢別残留者数の合計¹⁾を示したものである。

まず性別について見ると、全体として女性の残留者数が男性のそれを大幅に上回っていることが分かる。ちなみに[女/男]比を求めると、総数については1.91倍であるのに対し、アジア州が2.08倍と女性比率がさらに高くなっている点が特徴的である。特に、韓国、フィリピンについては、この比率は7.27、4.03とアジア全体の平均水準と比べても2倍あるいはそれ以上の高さとなっている。一方、中国の場合、女性残留者数の合計が6,039人であるのに対し男性は18,739人とその比率が他の諸国と全く逆転している点が注目される。

次に年齢別では、男女とも15才から34才までの若年層に集中しているのが特徴的である。ちなみに、男性では80.7%がまた女性では82.9%がこれらの年齢層によって占められおり、特に女性の場合、20代の残留者だけで60%に達している。なお、男女間のモード(最頻値)年齢を比較してみると、男性が25.3歳であるの

に対し女性の場合23.0歳と、若干ではあるが女性の方が分布の中心年齢がやや低いことが分かる。

(2) 資格別特性

わが国に入国する外国人は、特例による上陸許可等一部を除き、付表3に掲げた在留資格の何れかに該当することが「入管法」第4条によって義務づけられている。入国者は、入管窓口で在留資格及び所定の在留期間についての証印を受け、入国を許可される。一方、外国人出国者についても在留中の資格に関する統計が作成されている。従って、これらの統計から在留資格別の在留者数に関する一応の推計を行うことができる。

付表4は、57年²⁾から62年までの6年間の国別の資格別残留者数を示したものである。

これによれば、残留者数が最も多い在留資格は、旅行等の「短期滞在」(4-1-1)で約12.9万人、次いで就学等の「特定の在留資格」(4-1-16(3))の2.8万人以下、「興行」(4-1-9) 2.2万人、「留学」(4-1-6) 1.4万人等の順となっている。

国別では、フィリピンの「興行」、中国の「特定の在留資格」(16(3))での残留者が多いのが特徴的である。特に後者については、中国が渡航規制を緩和し、一方日本側も「留学生10万人受け入れ構想」により受け入れ制度を緩和したことにより、タイやマレーシア等からの入国と同様に日本語学校等へのいわゆる「就学」目的での入国者が急増したことによるものと考えられる(付図4,5参照)。

ところで、付表4の資格別残留者数には、入国後の在留資格変更許可分が考慮されていない点でやや問題がある。

「入管法」第20条により昭和60年に新たに在留外国人より提出された在留資格変更の申請数は15,664件で、旧受及び期間更新から資格変更への取扱変更分も含め合計18,476件が受理された。このうち16,849人について、審査の結果、在留資格の変更が許可された。

付表4の数字は、入(出)国時に窓口で受理された在留資格の件数から積み上げられた出入国管理統計のデータに基づいて算出したものである。従って、入国後他の在留資格への変更が発生した場合には、このようにして求めた当該資格の

残留者数は実際よりも過大に、また逆の場合には過小に評価されるはずである。

現行の出入国管理統計では、在留者の資格変更分については地方入国管理局管内別の処理件数が受理、既済件数等について示されているだけである。従って、この公表結果からは、資格変更の内容については何等の情報も得られない。

ところで、61年12月に5年ぶりにまとめられた白書『出入国管理』（61年版）には、部分的ながら在留資格の変更件数が比較的多いとみられるいくつかの資格について、変更許可前後の在留資格一覧が公表されている（『同書』87頁 表18）。

この表から昭和60年1年間に変更が許可された16,849人についてその主な変更状況を見てみると、最も変更許可件数が多かったのは、(4-1-4)から(4-1-16(1))への変更で、3,582人(21.3%)であった。次に多いのが(4-1-4)から(4-1-16(3))への変更で2,789人(16.6%)、以下(4-1-16(3))から(4-1-16(1))へ2,060人(12.2%)、(4-1-16(3))から(4-1-6)へ1,799人(10.7%)、等となっている。なお、これらの変更分だけで変更許可件数全体の60%を超えている。

ところで、この表は、白書作成のために60年1年分の変更許可実績を特別に集計したものであり、現在のところこの種の表については経常的な集計作業は行われていない。また、この資格変更一覧表の中には、変更前については総変更許可件数の14.9%にあたる2,507人が、一方変更後の資格についても5.9%にあたる990人に相当する部分が「その他」としてそれぞれ一括表示されている。このため、多少表現形式に手を加え本稿末尾に掲げた付表5でも、多くのセルが不明(…)表示となっている。

さらに、資格変更状況に関して利用可能なデータはこの60年1年分だけに限られており、57～62年の他の年については存在しない。

このような大きな制約を持つとはいえ、資格変更の許可件数は57～62年の6年間に78,067人にもものぼっており、資格別残留者数の推計にあたってはこれらの資格変更による結果数字への影響を無視することはできない。

そこで、次のような方法で付表4の資格別残留者数に対して資格変更に伴う修正を試みた。

まず、国別の変更内容については何等の情報も得られないことから、国別の資格別残留者数の把握は事実上断念せざるをえなかった。また、付表5の空白部分

(….)については白書の原表では「その他」として一括表示されているため、このような修正計算は、変更に関する情報が利用できるいくつかの在留資格だけに限定される。修正を試みた若干の在留資格については、この6年間の変更許可実績が60年と同一の構造を持つと仮定してこの間の資格別変更数を推計した。

推計の手順は、まず変更許可数の利用可能ないくつかの資格について60年についての変更後と変更前の差から純変更数を求め、同年の変更許可総数に対する比率を計算する。その結果をこの間ののべ変更許可数78,067に乘じ、資格別の変更許可数(変更推計値)を算出した。推計結果は、次の通りである。

在留資格	60年 の変更 許可数	60年 の許可 件数比	変更 推計値 (57~62)	修正前 資格別 残留者	修正後 資格別 残留者
4号	-6348	(-37.7%)	-29431	128851	99420
6号	890	(5.3)	4138	28287	32425
6(2)号	-141	(-0.8)	-625	21775	21150
9号	-890	(-5.3)	-4138	14041	9903
16(3)号	977	(5.8)	4528	7777	12305

このような修正を施してみると、在留資格(4-1-4)での残留者が約9.9万人、(4-1-6)が3.2万人となる。また、在留資格(4-1-9)と(4-1-16(3))での残留者数が修正前後で逆転していることが分かる。

(注1) 50~56年分のデータでは、性・年齢別の入、出国者数が「通過上陸」者を含む形で集計されている。このため、付表2の性・年齢別残留者数は、一部「通過上陸」も含んでいる。

(注2) なお、「入管法」の改正に伴い、57年より在留資格(4-1-3)「通過」、(4-1-16(4))「特定の在留資格」が廃止され、(4-1-16(3))「特定の在留資格」から「研修」のための入国ならびに「その被扶養者」がそれぞれ(4-1-6(2))、(4-1-15(6-2))として新たに分離表章されるようになった。また、同年分の結果表から「一時庇護」項目が新設された。このため、系列の接続性を考慮してここではデータの採用期間を57年以降に限定した。

IV 「不法」残留者数の推計

ここでは、「不法」残留者数（ILN）を、基本的には特定期間における残留者数（IO）と同一期間中の外国人登録者数の純増（RG）の差として導く。なお、（RG）については、推計を行う期間の最終年の末日現在の登録数から開始年の前年末日現在の登録数を減ずることにより求めた。

しかしながら、計算作業に入る前にこれらの数字を同一レベルで比較するために、まず登録統計のカバレッチについて触れておかなければならない。

「登録法」第2条は、登録の対象となる「外国人」を「日本の国籍を有しない者のうち、出入国管理及び難民認定法の規定による仮上陸の許可、帰港地上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可及び遭難による上陸の許可を受けた者以外の者」と規定している。これにより、特例による上陸許可者のうち上記に該当しない（「一時庇護のための上陸許可」）者、一般の上陸手続きによる在留者、さらに出生など上陸の手続きをとることなく在留することになった外国人、が登録の対象者となる。なお、上記の規定からも明らかなように、そもそも「入管法」の適用を受けない日米地位協定によりわが国に入国し在留するアメリカの軍人、軍族は登録の対象とはされていない。

さらに、在留資格(4-1-1)「外交」及び(4-1-2)「公用」で入国し、在留する外国人については、それぞれ「国際慣習法」と「国際礼議」によって登録義務が免除されている。

「登録法」第3条は、入国者については90日以内、出生や日本国籍離脱、等上陸の手続きをすることなく本邦に在留することになった外国人に対しては60日以内の登録を義務づけている。なお、出国者（再入国の許可を受けて出国する者及び「入管法」第61条2-6の規定による出国を除く）については出国時に、また死亡や日本国籍取得など出国の手続きを経ることなく外国人でなくなった場合には14日以内に所定の届出を行うことが義務づけられている（第12条）。これらの届出処理件数については、毎年度、「新規登録・登録閉鎖件数」として法務省内部で業務資料としてとりまとめられている。

以上のような登録統計のカバレッチに留意して、以下では「不法」残留者数（ILN）を次のような（修正）残留数（MIO）と（修正）登録数（MRG）の差

$$ILN = MIO - MRG$$

として推計した。なお、(修正)残留数(MIO)及び(修正)登録数(MRG)は、それぞれ次のように算出した。

<(修正)残留数(MIO)、(修正)登録数(MRG)の計算>

(1)日米地位協定による在留者。

いづれの統計においても対象外とされている。今回の推計においても対象外として扱っているため、ここではその存在は無視する。

(2)外交、公用資格での残留者数(DO)

これに該当する者(DO)は、登録統計では対象外とされている。従って、カバレッチの点で登録数と比較可能な(修正)残留数(MIO)を求めるためには、残留者数(IO)からこれらの者を控除する必要がある。従って、(修正)残留数(MIO)は、

$$MIO = IO - DO$$

として求められる。なお、外交、公用資格での残留者(DO)については、期間中のそれぞれの資格での入国者総数と出国者総数との差として計算した。

(3)出生による新規登録者数(A)

これらの外国人は入国による手続きを経たおらず、従って残留者数(IO)にはカウントされていない。他方、(A)は登録数(RG)の増加には寄与しており、そのままでは不法残留者数(ILN)を過小に評価する結果となる。このため推計にあたっては、(RG)から出生による新規登録者(A)を控除する必要がある。

(4)日本国籍離脱による新規登録数(B)

日本人であったため残留者数(IO)には含まれていないが、新規登録により(RG)には追加されることになる。上記(3)と同様の理由により、(RG)からの控除が必要である。

(5)その他の理由による新規登録数(C)

(4-1-1)、(4-1-2)及び日米地位協定該当者から登録の対象となる在留資格該当者への変更に伴い新たに登録を行った場合がこれにあたる。これらの外国人は、上記の(修正)残留者数(MIO)には含まれていない。このため、上記の(3)、(4)と同様にこの種の新規登録数についても(RG)からの控除が必要である。

(6)死亡による登録閉鎖数(D)、(E)、(F)、(G)

(6-1) 49年以前入国登録者死亡数(D)

本人は(修正) 残留数(MIO)にも登録数(RG)にも含まれていないが、死亡による登録閉鎖のため(RG)はその分だけ減少することになる。このため(ILN)が過大評価となるのを防ぐため(RG)への追加が必要である。

(6-2) 50年以後入国登録者死亡数(E)

これへの該当者は(MIO)にも(RG)にも含まれていたが、登録閉鎖により(RG)は減少する。(6-1)と同様の理由で(RG)に追加する。

(6-3) 49年以前入国非登録者死亡数(F)

このケースに該当する外国人は、本稿が対象としている期間以前に入国し不法に残留している者で、冒頭の図の β と γ (発覚分)に該当するものである。しかし、本稿では特に50年以降に対象期間を限定して「不法」残留者数(ILN)の推計を試みており、(MIO)にも(RG)にも含まれていないことから、今回の推計ではその存在を無視することができる。

(6-4) 50年以後入国非登録者死亡数(G)

このような外国人は、(MIO)には含まれているが、(RG)には含まれていない。結果的には全体の「不法」残留数を小さく評価させることになる。これについては、「不法」残留者数(ILN)の過大評価を防ぐため、本来的には(MIO)からの控除分として扱うのが適当である。

ところで、厚生省の「人口動態統計」には在留外国人の死亡数が公表されている。これは外国人登録とは独立に同省の業務統計として国内に居住する者全てを対象に作成されており、その中には当然、非登録者死亡数も含まれているはずである。しかしながら、実際には付表6の参考欄にも示されているように、この間の「人口動態統計」による外国人死亡死亡数は、登録統計における死亡による登録閉鎖数を常に下回っている。このためここでは、便宜上 $(G) = 0$ として処理した。

(7)日本国籍取得による登録閉鎖数(H)、(I)

(7-1) 49年以前の入国外国人による日本国籍取得(H)

これへの該当者は(MIO)にも(RG)にも含まれていない。しかし、登録閉鎖に伴い(RG)は減少し(ILN)は過大に評価されることになる。その影

響を調整するため (RG) に追加する。

(7-2) 50年以後の入国外国人による日本国籍取得 (I)

これへの該当者は (MIO) にも (RG) にも含まれているが、登録閉鎖にともない (RG) は減少し (ILN) は過大に評価されることになる。上記(7-1)と同様の理由により (RG) への追加が必要である。

(8) その他の理由による登録閉鎖数 (J)

(4-1-1)、(4-1-2)、日米地位協定等への在留資格変更、再入国許可の失効による登録閉鎖がこれにあたる。(ILN)の過大評価を防ぐため、これらの件数については (RG) への追加が必要である。

以上から、(修正)登録数 (MRG) は次のように求められる。

$$MRG = RG - A - B - C + D + E + H + I + J$$

<「不法」残留者数 (ILN) の計算 (昭和50～61年) >

ところで、『出入国管理の回顧と展望』(昭和55年度版 177頁)、『出入国管理』(昭和61年度版 145頁)には各年度計の数字ながら新規登録及び登録閉鎖件数が公表されている(付表6参照)。ここで、50年以降のこれらの実績数を用いて50年から61年までの「不法」残留数 (ILN) を推計してみる。

$$IO = 218,637$$

$$DO = 2,212$$

$$G = 0$$

$$RG = 121,672$$

$$A = 143,004$$

$$B = 3,221$$

$$C = 4,533$$

$$D + E = 49,796$$

$$H + I = 99,921$$

$$J = 5,154$$

従って、

$$MIO = 218,637 - 2,212 = 216,425$$

$$MRG = 121,672 - 143,004 - 3,221 - 4,533 + 49,796 + 99,921 + 5,154 = 125,785$$

ゆえに、「不法」残留者数（ILN）は

$$ILN = MIO - MRG = 216,425 - 125,785 = 90,640$$

となる。

なお、付表7には、この期間中の国別の残留者数、外交、公用資格での残留者数、さらにはこの間の登録者の純増分についてのデータを掲げておいた。上述の新規登録及び登録閉鎖に伴う修正分が考慮されていないとはいえ、この表から国別の「不法」残留者数について大まかながらその把握を行うことができる。

あとがき

最初に規定したように、本稿でその推計を試みたのは、あくまでもいくつかの条件の下での「不法」残留者数に他ならない。その意味では、この算出結果はもちろん客観的存在としての「不法残留者」と概念的にも一致するものではない。また、その対象範囲については、合法入国・不法残留として基本的に「法規」的レベルで設定したが、今回推計作業で依拠した統計の動態的制約の故に、いくつかのケースについては対象外として扱わざるをえなかった。その限りでは、この「不法」残留者は、単に「法規」的な意味でも包括的なものとはなりえていない。さらに、利用可能な集計データの不足あるいは暦年、年度といったデータの技術的制約からかなり大幅な推計作業によって補完せざるをえなかった部分もいくつか含まれている。

今回の推計結果は、同時にこのような制約を持った数値である。

(1988,4,3)

付表1 出国外国人の滞在期間（全出国者）（61年）

5日以内	10日以内	15日以内	20日以内	1ヵ月以内	2ヵ月以内
708,422 (42.9%)	472,923 (28.6)	158,192 (9.6)	62,160 (3.8)	69,053 (4.2)	68,163 (4.1)
3ヵ月以内	6ヵ月以内	1年以内	2年以内	3年以内	5年以内
35,150 (2.1)	46,057 (2.8)	18,656 (1.1)	6,446 (0.4)	2,156 (0.1)	2,272 (0.1)
10年以内	10年超	不詳	総数		
845 (0.0)	296 (0.0)	824 (0.0)	1,651,615 (100.0)		

『出入国管理統計年報』（昭和62年版）96-7頁より作成。

付表2 性・年齢別残留者数（50～62年計）

		総数	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34
男	総数	94794	9450	3779	2968	10404	26281	27288	12554
	アジア州	72422	3788	2143	2452	5190	22272	22108	10567
	中国	18739	518	936	1091	1530	3699	3750	3644
	台湾	15870	851	369	-360	475	4540	5099	1468
	韓国	3050	945	333	248	-201	1252	2871	575
	フィリピン	15740	571	277	164	864	3955	4579	2625
	タイ	3716	51	70	48	534	1512	716	531
アメリカ	12487	3755	957	367	3922	-349	2051	1091	
女	総数	180839	9322	3687	2933	23774	68960	39419	17801
	アジア州	150577	3922	2023	2267	19506	58030	34608	15469
	中国	6039	472	877	1092	912	313	549	1023
	台湾	43667	864	497	507	3455	12615	10432	7068
	韓国	22188	1027	300	257	689	5846	7271	3438
	フィリピン	63508	746	272	309	12949	32663	11093	2075
	タイ	12057	66	48	74	857	4441	4258	1648
アメリカ	19120	3547	1078	256	1971	6065	2588	1533	

付表2 性・年齢別残留者数(続き)

		35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~69	70~
男	総数	3056	812	-445	-433	-531	-258	-177	-150
	アジア州	2914	1104	229	-77	-115	137	-114	-227
	中国	1820	1152	367	130	45	79	-8	-16
	台湾	537	392	192	342	351	319	164	96
	韓国	-948	-831	-430	-42	-171	-86	-132	-304
	フィリピン	1549	725	250	61	33	12	13	53
	タイ	175	115	29	-61	3	-15	-2	4
	アメリカ	417	134	-18	33	-73	-83	123	95
女	総数	7608	4005	1708	815	797	-48	-85	-15
	アジア州	6504	3739	1853	1094	1089	179	226	10
	中国	535	479	221	-13	-115	-205	-42	-61
	台湾	3086	1489	1086	702	997	432	213	190
	韓国	1546	710	591	493	256	-15	93	-299
	フィリピン	1121	1323	254	124	156	151	74	189
	タイ	492	77	11	17	21	1	3	37
	アメリカ	1073	479	322	82	-25	29	-14	83

『出入国管理統計年報』及び法務省入管局資料より作成。

付表3 在留資格一覧表

在留資格	在留資格に該当する者
4-1-1	外交官、領事官、これらの者の随員、これらの者の家族
4-1-2	日本政府が承認した外国政府又は国際機関の公務を帯びる者、その家族
4-1-4	観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する目的をもって、短期間本邦に滞在しようとする者(本邦において報酬を受ける活動に従事する者は除く。)
4-1-5	貿易、事業又は投資活動を行う者(企業の管理者や経営者)
4-1-6	留学生(短期大学以上の教育機関等で研究を行い、又は教育を受ける者)
4-1-6 (2)	本邦の公私の機関により受け入れられて産業上の技術又は技能を習得しようとする者
4-1-7	学術研究機関又は教育機関で研究の指導又は教育を行う者(短期大学以上の教育・研究機関で、専任の講師、助教授又は教授の職にある者)
4-1-8	芸術上又は学術上の活動を行おうとする者(音楽、美術、文学、科学その他の芸術上又は科学上の高度な活動を行う者)

- 4-1-9 収入を伴う演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行を行う者（歌手、タレント等の芸能人、ボクサー、レスラー等のプロスポーツマン及びこれらの者のマネージャー、裏方、付人等）
- 4-1-10 宗教上の活動を行うために外国の宗教団体から派遣された者（宗教上の活動として無報酬で教育活動、医療活動を行うために所属宗教団体から派遣され者を含む。なお、国内の宗教団体から招へいされた者は含まれない。）
- 4-1-11 外国の新聞、放送、映画、その他の報道機関の派遣員として派遣された者（国内の報道機関から招へいされた者やフリーライターは含まれない。）
- 4-1-12 産業上の高度な又は特殊な技術又は技能を提供するために国内の公私の機関により招へいされた者
- 4-1-13 熟練労働に従事する者（例えば、中華料理やフランス料理のコックや洋菓子工など。なお、一般に単純労働者の入国は認められていない。）
- 4-1-14 永住しようとする者
- 4-1-15 在留資格4-1-5から4-1-13までに該当する者の配偶者及び未成年の子で配偶者のないもの（いわゆる被扶養者。未成年者でも大学に入学したり、就職したり、他の在留資格に属する活動を行う場合は含まれない。）
- 4-1-16 日本人の配偶者又は子（日本人の家族として本邦に在留する場合）
(1)
- 4-1-16 昭和27年法律第126号第2条第6項に該当する者の子で同法施行の以後本邦で出生したもの又は昭和28年政令第404号第14条に該当する者の子で同法施行の日以後本邦で出生したもの
(2)
- 4-1-16 法務大臣が特に在留を認める者（他の在留資格に該当しない者、例えば医師、語学学校教師、各種学校生徒、日本人等の扶養親族などに与えられる。）
(3)

『在留外国人統計』（62年版）（法務省入国管理局）1頁。

付表4 資格別残留者数（57～62年計）

	総数	1 外交	2 公用	4 短期 滞在	5 貿易 事業	6 留学	6(2) 研修	7 教授	8 芸術	9 興行	10 宗教
総数	207374	1616	1468	128851	3665	14041	7777	304	2001	21775	787
アジア州	176488	527	515	112152	1635	10608	6342	165	1241	19751	148
中国	15952	72	92	-2869	139	2068	2356	61	584	-2562	-4
台湾	42530	0	-1	25633	197	3644	333	56	148	3319	19
韓国	17200	264	176	12849	1187	2888	647	18	311	576	99
フィリピン	71162	43	42	55083	-13	104	574	12	12	18024	11
タイ	13024	42	26	10832	8	380	1157	1	29	45	3
アメリカ	17984	288	369	11845	920	467	195	37	333	622	568

	1 1 報道	1 2 高度 技術	1 3 永住	1 4 熟練	1 6(1) 日本人の 配偶者	1 6(2) 特定在 留資格	1 6(3) 特定在 留資格	協定 永住	法126 2-6	一時 庇護
総数	134	-28	1254	-3738	3562	346	28287	-4830	409	1709
アジア州	52	-2	1075	-3365	3677	345	24432	-4830	399	1706
中国	1	-4	-139	-207	1212	7	15138	0	8	0
台湾	11	2	840	-115	1274	68	7033	0	81	0
韓国	45	-1	17	-2853	1450	255	3880	-4827	230	0
フィリピン	-8	0	-2	-66	-490	0	-2133	0	0	0
タイ	2	0	8	-9	164	0	338	0	0	0
アメリカ	51	-33	0	-185	-458	-1	3053	0	3	0

『出入国管理統計年報』及び法務省入管局資料より作成。但し、4-1-15「被扶養者」は、それぞれ4-1-5,6,6(2),7,8,9,10,11,12,13号の在留資格者に加算した。また、この表の数字には在留中の資格変更分は含まれていない。

付表5 在留資格変更許可前後の在留資格一覧(60年)

変 更 後 の 在 留 資 格

	16849	(第4条1項)														協定 永住	法126 2-6	一時 庇護		
		4	5	6	6(2)	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16(1)				16(2)	16(3)
	16849	734	74	2293	237	...	52	9	9	546	6349	...	5556
4	7082		29	293	60	...	16	7	2	233	3582	...	2789
5
6	1403	170	3		118	...	16	0	2	49	205	...	768
6(2)	378	87	6	23		...	5	0	0	6	11	...	234
7
8
9	900	187	0	2	0	...	0		0	0	78	...	634
10
11
12
13
14
15
16(1)
16(2)
16(3)	4579	177	25	1799	42	...	10	0	3	157	2060
協定
法126
庇護

『出入国管理』87頁より作成。
 なお、同書では非表示部分(...)は「その他」として一括表示されている。

付表6 新規登録及び登録閉鎖件数

年度	新規登録				登録閉鎖				(参考) 人口動態 統計 外国人 死亡 数
	入国	出生	国籍 離脱	その他	出国	死亡	国籍 取得	その他	
50	61993	14336	322	517	59854	3978	9057	769	3599
51	53494	13745	353	427	51790	3841	5294	630	3637
52	52260	13240	286	463	48590	4053	5402	517	3629
53	52668	12792	252	601	47706	3967	7324	509	3805
54	62091	12789	265	384	56373	4079	6484	366	3901
55	67266	12110	271	498	58934	4058	8190	402	3831
56	67289	11887	220	321	54935	4251	9320	272	3938
57	67031	12056	219	303	55660	4295	7814	350	4033
58	69588	12187	189	211	53049	4254	6708	224	4018
59	80998	11409	207	251	61386	4287	9253	300	4065
60	94614	8454	323	320	69520	4459	13927	411	4157
61	111932	7999	314	237	83509	4274	11148	404	4147
計	841224	143004	3221	4533	701306	49796	99921	5154	46760

『出入国管理の回顧と展望』（昭和55年度版）177頁、『出入国管理』（昭和61年度版）145頁及び法務省入管局資料より作成。

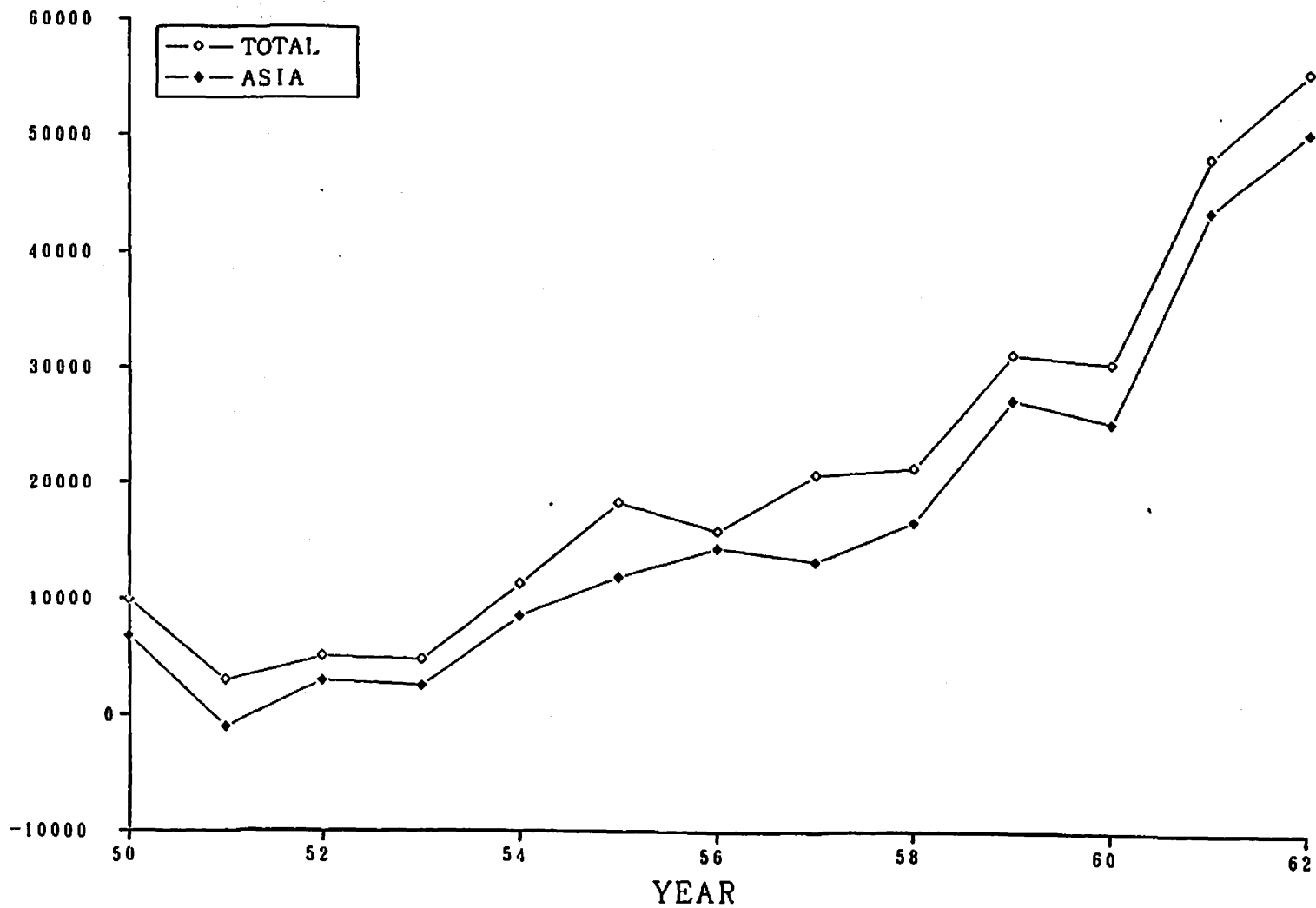
付表7 国別残留者数及び登録者数（50～61年）

（アジア州及びアメリカ）

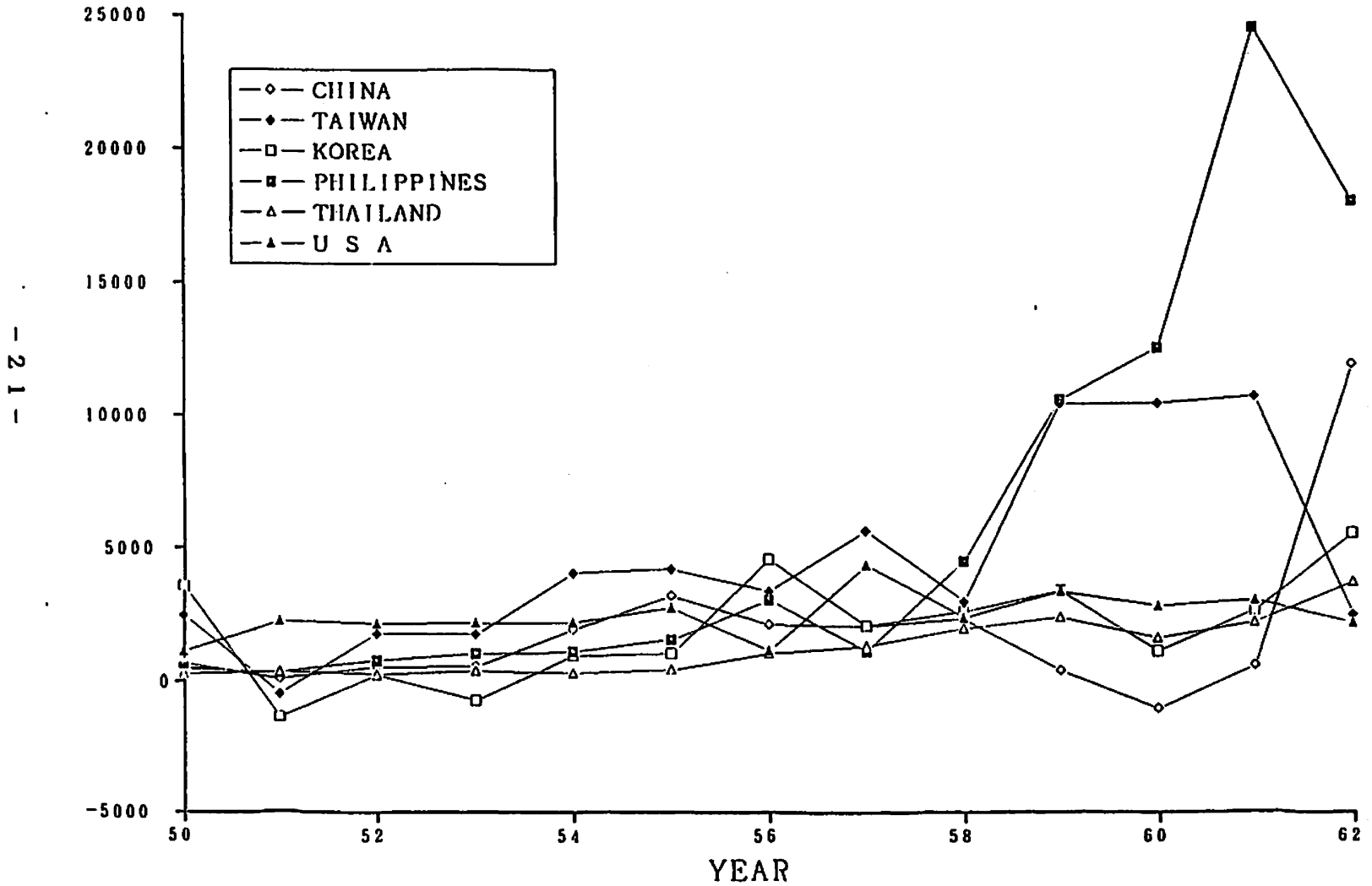
	残留者数 (50～61年) (IO)	外交・公用 残留者数 (DO)	(修正) 残留者数 (MIO)	登録者 数 (RG)	残留者数 (50～ 62年)
総 数	218637	2212	216425	121672	274064
ア ジ ア 州	172459	930	172529	...	222755
アフガニスタン	97	20	77	88	115
アラブ首長国連邦	5	22	-17	-13	10
ビ ル マ	330	-12	342	243	425
バ ー レ ー ン	-7	2	-9	1	-4
ブ ー タ ン	9	-1	10	3	7
バングラデシュ	1776	-19	1795	1098	5236
カンボジア	545	-26	571	669	681

スリランカ	520	2	518	308	718
中国	12906	233	12673	36720	24780
台湾	56845	0	56845	...	59338
香港	-789	0	-789	...	-953
キプロス	13	1	12	11	50
インド	695	58	637	1047	790
インドネシア	123	-49	172	628	417
イラン	616	4	620	627	601
イラク	167	27	194	15	155
イスラエル	61	9	52	86	128
ヨルダン	4	-10	14	35	-2
韓国	19686	555	19131	34863	25205
北朝鮮	-1278	0	-1278	...	-1212
クウェート	-29	25	-54	-16	-42
ラオス	457	-17	474	571	50
レバノン	21	-5	26	4	40
マレーシア	947	58	889	1430	1855
モンゴル	43	15	28	18	33
オマーン	8	10	-2	...	10
モルジブ	-1	-1	0	2	0
ネパール	230	-38	268	206	320
バキスタン	2381	57	2324	1010	5712
フィリピン	61121	-3	61124	16139	79230
カタール	-30	-5	-25	1	-35
サウジアラビア	125	2	123	51	107
シリア・アラブ	2	6	-4	31	14
シンガポール	-289	20	-309	392	-216
タイ	11838	-21	11859	2014	15566
トルコ	114	3	111	57	101
ベトナム	2999	-34	3033	3215	2957
イエメン・アラブ	14	10	4	4	8
イエメン	-1	-2	1	...	-1
アメリカ	28821	448	28373	9254	31010

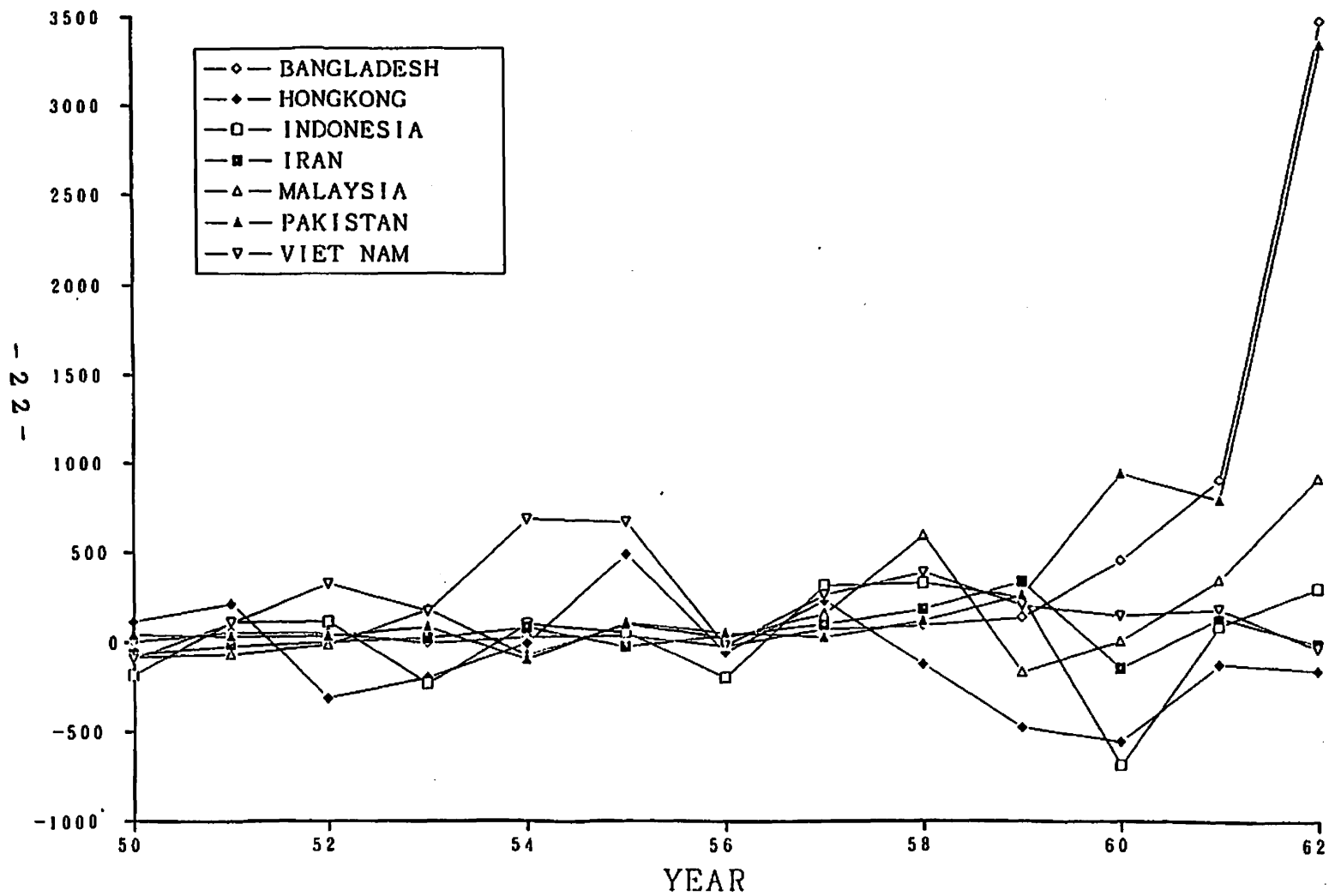
付図1 年次別残留者数の推移



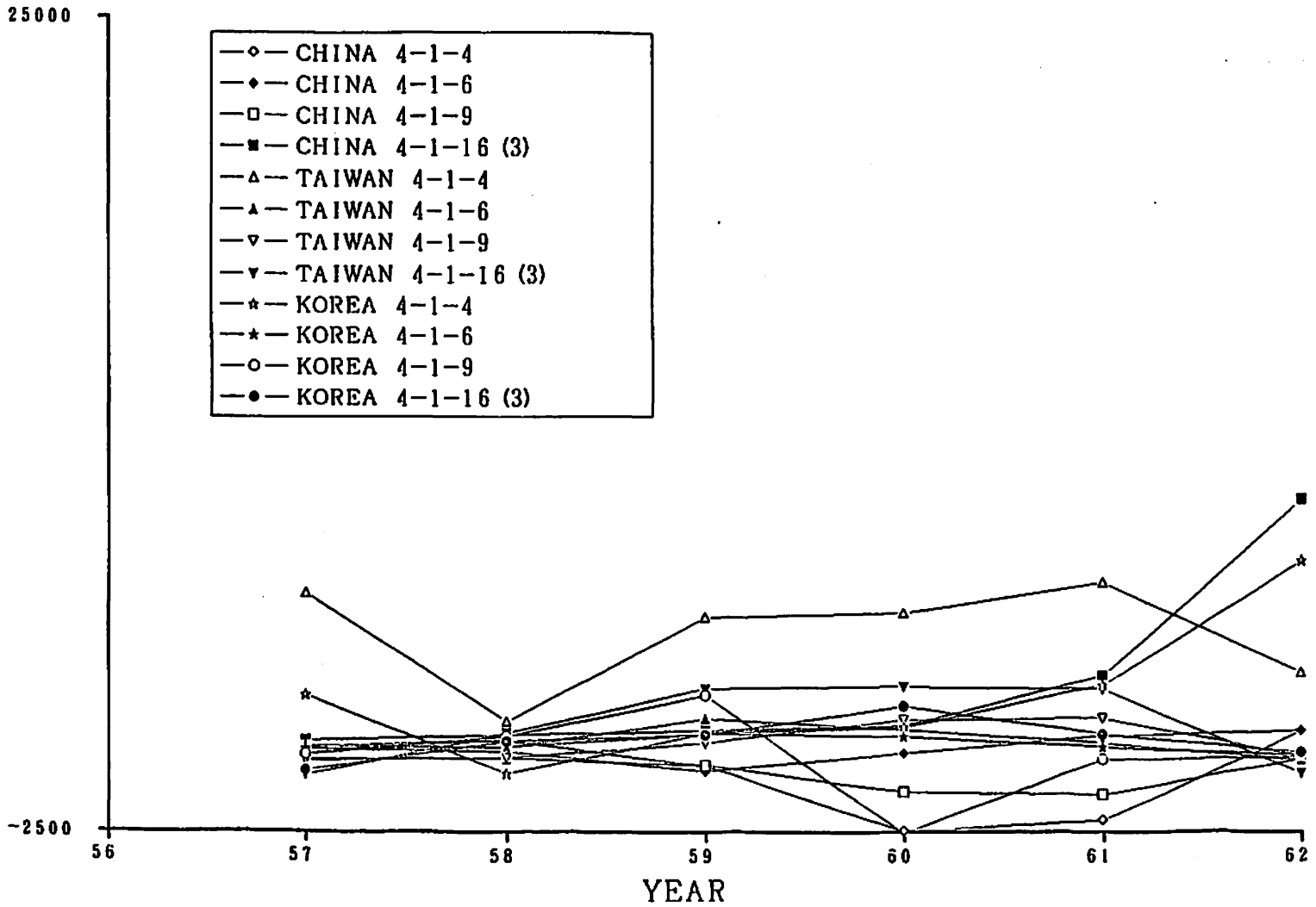
付図2 国別残留者数の推移 (1)



付図3 国別残留者数の推移(2)



付図4 国別・資格別残留者数の推移(1)



付図5 国別・資格別残留者数の推移(2)

